

第23回 新潟市都市計画審議会常務委員会

議 事 録

日 時：平成29年9月8日（金） 午前10時より

場 所：新潟市役所本館6階 第5委員会室（新潟市中央区）

出席委員：5名

幹 事：新潟市都市政策部長、新潟市建築部長

■ 第 23 回 新潟市都市計画審議会 常務委員会

日時：平成 29 年 9 月 8 日（金）午前 10 時～

場所：新潟市役所本館 6 階 第 5 委員会室

【事務局】

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから第 23 回都市計画審議会常務委員会を開催いたします。私は、本日の司会役を務めます、都市計画課長補佐の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の常務委員会は、5名の委員全員が出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで幹事としまして、市からの出席者をご紹介します。まず、大勝都市政策部長でございます。続きまして、堀内建築部長でございます。

なお、本審議会は公開としまして、議事録作成のため録音させていただきたいと思っております。

それでは、以後の進行につきましては、寺尾常務委員長からお願いいたします。

【寺尾常務委員長】

皆さん、おはようございます。今、ご指名がありましたとおり私が本日の会議の司会を務めます。これから会議を開きます。お忙しいところ、そして夏バテにかかっているところだと思いますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

はじめに、報道機関により撮影の許可が求められておりますが、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【寺尾常務委員長】

「異議なし」とのことですので撮影を許可します。

それでは、先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の常務委員会は成立しておりますので、これから議事を進行いたします。

まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第 4 条の規定により、本日の議事録署名委員に、田中みちよ委員を指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これから、議事次第にしたがって会議を進めていきたいと思っております。まず、市長より諮問

のあった議案の審議となります。本日の議案は、新潟市都市計画審議会運営要綱第2条第2項第3号に該当する軽易な都市計画の事項として、都市計画審議会の会長より常務委員会に付託され審議するものです。

それでは、事務局は議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」の説明をお願いいたします。

【建築行政課】

建築行政課でございます。よろしくをお願いいたします。議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」説明いたします。

はじめに、配付資料の確認でございます。インデックスの議案第1号からの資料と参考資料でございます。議案の説明の前に、本案件の取り扱いについて説明いたします。スクリーンをご覧ください。建築基準法第51条では、周辺環境の悪化を防ぐ上から、産業廃棄物の処理施設については都市計画において、その敷地が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないとしております。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合または政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においては、この限りではないとしております。

本案件については、民間事業者が設置する施設であり、都市計画決定には馴染まないために、ただし書きの規定を適用することとなっておりますが、今回の計画の内容が政令で定める範囲を超えているため許可の対象となり、その敷地の位置が都市計画上、支障がないか本委員会に諮問するものでございます。

それでは、本案件の概要について説明いたします。申請者は青木環境事業株式会社でございます。設置位置は、新潟市北区島見町地内の工業専用地域内で、施設の用途は廃棄物処理施設でございます。申請者の沿革について説明いたします。申請者は、昭和52年に現在の中央区上所島地内にて創業し、昭和58年に産業廃棄物処分業の許可を取得しております。平成9年に現在の島見町に移転し、最初の51条ただし書きの許可を取得しました。平成18年に再度、51条ただし書きの許可を取得し、能力を拡大しております。今回の申請内容は、焼却施設を1基から2基への増設及び破碎施設の稼働時間を8時間から24時間に延長することに伴う廃棄物処理能力の増加に対するものでございます。

次に、今回の申請にかかる廃棄物処理の手順を説明いたします。まず、排出事業者から廃棄物が収集されます。集められた廃棄物のうち廃プラスチックや木くず、がれき類などは破碎処理にかけ、細かく分類し、再資源化します。再資源化も焼却処分もできない廃棄物は埋

め立て処分となります。

続いて、破碎処理された廃棄物及び汚泥などの破碎できない廃棄物が焼却炉にて焼却処理されます。焼却炉から排出される排出ガスは冷却した後に、集塵装置を経て排気ガスから汚れを除去し、大気へと放出します。廃棄物の燃えがらや灰は各処理段階で回収され、埋め立て処分またはコンクリート骨材などの原料などになります。

今回の申請は、破碎機の稼働時間を従来の8時間から24時間に延長するものでございます。増加した破碎物は同じく今回の申請によって増設される焼却炉にて焼却処理にかけられます。新設した焼却炉にて発生した排気ガスは廃熱ボイラーにて蒸気を発生させ、蒸気タービンにて自家使用の電気を発電する計画となっております。

冒頭で説明したとおり、建築基準法第51条では、政令で定める規模の範囲内であれば許可は不要としていますが、政令で定める範囲とは一つに過去の許可時の処理能力の1.5倍を超えないこと、または処理の種類ごとに定められた一定の処理能力を超えないこととございます。

今回の計画では、焼却施設の増設及び破碎施設の稼働時間延長により、処理能力が過去の許可時の1.5倍を超えるものと、新規に今回は100トンの処理能力を超えるものがありますので、政令で定める範囲内を超え、許可の対象となっております。

それでは、申請地の位置を都市計画図にて説明いたします。スクリーン中央の赤いポイントが申請地でございます。新新バイパス豊栄インターチェンジから北に約2.5キロメートル、新潟市北区島見町地内に位置しており、西側には島見町集落、東側には太郎代集落が位置しております。最寄りの公共施設としましては、西側に約1.3キロメートルのところ南浜小学校が、同じく西側約1.4キロメートルに南浜中学校が存在しております。

次に、航空写真を用いて申請地周辺の状況を説明いたします。申請地は工業専用地域内に位置しております。近隣には学校や老人ホームなどの社会福祉施設はなく、最寄りの住宅までは約500メートル離れております。なお、申請者は本計画の申請内容について、周辺企業や自治会に説明をすでに行っており、承諾を得ております。

続いて、近隣の状況を拡大した航空写真を用いて説明いたします。申請地は工業専用地域内に位置しております。申請地近隣には工場、事業場が主に立地しているほか、申請地北側には、ほかの廃棄物処理施設が立地しております。

それでは、配置図を用いて申請敷地について説明いたします。赤い枠で囲まれた部分、2万3,381.82平方メートルが申請敷地となります。

次に、敷地内の建築物について説明いたします。敷地内の水色で示したものが既存の建築物です。敷地中央の枠線が水色の部分が既存の焼却施設となっております。稼働時間を延長

する破砕機は既存供給棟内に示す赤い点の部分でございます。また、黄色で示したものが今回、新築するタービン棟、第二主灰ヤード棟、第二誘引通風機室などの建築物でございます。新規の焼却施設は敷地北側の枠線が赤い色の部分に設置されます。

続いて、環境影響調査について説明いたします。申請者は本申請にあたり、騒音・振動及び悪臭に対する調査を行っております。まずは、騒音・振動について説明いたします。対象となる騒音及び振動の主な発生源の位置はご覧のとおりです。緑色で示したものは既存の処理施設による発生源です。スライド上での中央の焼却処理施設東側にあります汚泥脱水設備などがございます。新設の焼却処理施設等発電設備及び、あとは稼働時間を延長する破砕処理施設による発生源及びそれに付随する重機などがございます。新設する焼却破砕処理施設だけではなく、重機や既存の処理施設からも騒音や振動が発生することから、それらの合成地として評価予測をしております。

次に、騒音・振動調査の評価地点です。評価地点は敷地境界線上のご覧の4か所を評価対象として行っております。

続いて、騒音及び振動の基準値を説明いたします。騒音・振動に対する生活環境影響調査においては、申請地が工業の利便を増進するための地域として、住宅や老人ホームなどが建築できない工業専用地域であるために、騒音や振動の規制地域には指定されておられません。そのため、騒音・振動の基準値も定められておりません。このことから、地域の実状に合わせて工業地域に相当する区域として騒音に関しては第4種区域の、振動に関しては第2種区域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しております。ご覧のスライドは騒音についての予測値と目標値の比較表でございます。施設の稼働時間が24時間であるために、朝、昼、晩のすべての時間帯に基準値をそれぞれの目標値として採用しております。予測と目標の値の差が最も小さい箇所を評価地点ごとに赤枠で囲んでおります。いずれの地点でも予測値が目標値を超えておりません。同様に、振動に関してもいずれの地点でも予測値が目標値を超えてはおりません。

次に、悪臭に対する調査について説明いたします。本施設の場所は一つに新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づく臭気指数規制の第3種区域、もう一つ、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質規制のB区域に指定されております。最初に、臭気指数規制の検討を行います。ご覧いただいている配置図は煙突からの排ガスによる臭気濃度の評価地点を示したものでございます。また、臭気濃度は気象条件によって変化しますが、最大濃度が予測された地点を図に示しています。計算によって得られた予測値の最大値を表に示しております。いずれの地点でも予測値が規制値を超えてはおりません。また、最大着地濃度地点の予測値についても2.41と規制値を超えておりません。

また、臭気濃度とは別に、臭気強度という指標がございます。これは表に示しておりますが、臭いの程度により、6段階の度数に分けられる指標でございます。臭いの質により、臭気強度に対応する臭気濃度には一定の幅がございますが、臭気濃度が10以上のときには臭気強度が2.5以上となります。今回得られた臭気濃度の最大予測値が2.41であり、計画地で予測される臭気強度が2.5よりも、かなり小さいものと考えられますので、ほとんど臭いを感じないレベルと言えます。

次に、特定悪臭物質濃度の検討を行います。この表では、臭気強度を仮に2.5とした場合の特定悪臭物質濃度とB区域での規制基準濃度を示しております。先ほど申し上げたとおり、予測される臭気強度は2.5よりはるかに小さいと想定されるため、計画地においてはすべての特定悪臭物質で規制基準濃度を下回ると言えます。

次に、周辺交通への影響について説明いたします。主な搬出入経路は新新バイパス豊栄インターチェンジ、または臨港道路西ふ頭線より歩道付4車線道路の県道島見豊栄線、臨港道路中央ふ頭西線や歩道付2車線道路の市道北6-50号線などを利用する計画となっております。

また、当該施設の搬出入に係る運搬車両は1日当たり2トンから10トンクラスのトラックで50台程度、そのうち12台が本申請に係る増加台数です。稼働時間は24時間ですが、搬出入の時間は午前8時から午後5時までとなっております。平成27年度の全国道路交通調査より、一般県道島見豊栄線の交通量は午前8時から午後5時までで約8,100台であるため、搬出入に伴う運搬車両の増加は現在の交通量8,100台と比較すると、わずかなものであり、これらの経路はいずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えております。

また、太郎代集落の児童が南浜小学校に通学するにあたっては、スクールバスによる送迎が行われており、本施設の搬出入経路との重複はございません。南浜中学校への通学路については、臨港道路中央ふ頭西線を登下校の際に通行する生徒もおりますが、当該道路が歩道付き4車線道路であることから危険性は少ないと考えております。

以上のことから、計画地は工業専用地域に位置し、道路、交通など、規定の都市施設に支障がないこと。本計画施設は廃棄物の破碎焼却処理を行い、破碎物の焼却灰など再資源化を図り、また排熱を利用した発電を行い場内で利用するなど、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に寄与する施設であること、現に許可を受け稼働している既存の施設が周辺環境に悪影響を及ぼしていないこと、及び本計画施設から発生する騒音・振動等は適正な対策が講じられており、周辺の環境を害する恐れがなく、搬出入道路も適正な整備がなされており、円滑な交通の支障とはならないこと。

以上の3点より、当該施設の敷地位置については都市計画上の支障はないものと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【寺尾常務委員長】

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、ご意見・ご質問のある方がいらっしゃればお願いします。渡辺委員、ありますか。

【渡辺委員】

24時間やるということについてなのですからけれども、それに関しては、やっぱり3倍の時間になるわけですね。夜中も稼働しているということです。搬出入の時間が8時から17時までということでもいいのですけれども、稼働しているときに、何らかの振動とか、例えば風力発電なんかでも感知できない音で害が出ているケースも、やはりあるわけですし、臭いというのは非常に敏感な人が、人によってはいるわけですね。工業地域といっても風向きが常に北北東の風である可能性だってないわけではないはずですね。真冬と夏でも風向きはかなり違いますし、そういったことで、懸念材料みたいなものは今、説明は一切無かったのでですね。できれば、もしかして懸念材料はここであるのかなと、所管課の人たちは、全く無いということ言っているのか、それとも懸念材料が少しでもあるのか、あるいは他都市の事例で、このくらい24時間やって、これくらいの容量の稼働率も含めてあったときに、どういった全国的に同じ機械を使った事例があるのか。この辺を分かる範囲で所管課にお聞きしたいのですけれども。

【寺尾常務委員長】

これは建築行政課ですか、それとも廃棄物対策課のどちらですか。

【建築行政課】

私の分かる範囲でよろしければ、なのですからけれども、事例は正直言って持っておりません。ただ、ここが工業専用地域でございますので、先ほど申し上げたとおり住宅とか老人ホームが設置できない場所でありますので、住人、一般市民に対する害はないのかなと思っております。あとは夜間についても、夜間10時から翌朝6時までの規制値、騒音とか振動、悪臭はもちろん24時間ですけれども、その辺の規制値もすべてクリアしているということからすると、24時間仮にフル稼働したとしても悪臭、振動、騒音に関しての影響は少ないのかなと思われれます。ただ、もちろん微振動に対する心配をするというか、そういった体質の方もいら

っしやると思いますけれども、その辺も周りが事業所だらけなので、夜間に人がいることはないだろうということで懸念はないという判断をしております。事例が、もしおありであれば廃棄物対策課の方、もし知っていらっしやればお願いします。

【廃棄物対策課】

廃棄物対策課といたしましても、建屋で保管されているものでして、臭気はそちらから外部に出るといったことはないように十分配慮しておりますので、そこら辺は問題ないかと考えております。

【渡辺委員】

廃棄物対策課が一番この辺は担当部署になると思うのだけれども、やはりあくまでもこれは予測値でありますよね。今言われた「クリアしております」と言っても、これはあくまでも予測値であって、実際どうなるかというのも分からないし、ただ今、所管課の説明があったのだけれども、建屋だから大丈夫ということであっても、やはりこれは完全に密閉されているものではないと思いますし、事例が本当はないのか、それとも事例が、新潟で初めての民間の焼却施設で、これだけの規模で24時間やる施設が新潟で初めてだから事例がないのか。全国的にこういったものがあるのか、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

【廃棄物対策課】

廃棄物の処理という観点で言えば、今現在、もうすでに同じ場所で焼却炉24時間で操業しておりますので、そういった中で、そこに対しての苦情が廃棄物部署に入っているかという、そういったことはないです。

【寺尾常務委員長】

能力が増えるということですよ、今回。

【渡辺委員】

そういうことです。今の現状ではなくて、当然、24時間稼働申請と、容量が増えるという稼働なので、今の現状とは少し違うのかなと。だから同じ容量を持った施設が全国にあるのかなとか、おそらくこういう施設というのは迷惑施設というのは工業用地に火葬場もつくるのだけれども、そういった事例というのは全国ではないのかなと。しっかりした基準でやってもらえればいいのだけれども。

【廃棄物対策課】

全国の事例という、正直こちらですべて把握しているかという、ちょっと難しいところなのですけれども、現在、規制の数値の中に先ほどお話ししたとおり、全部クリアされているというところから考えて問題は発生しないものと考えております。

【渡辺委員】

建築行政課も含めて、懸念材料は一切ないということで、いいのでしょうか。それだけ。

【寺尾常務委員長】

田中委員、何かありますか。

【田中委員】

いいえ。特にございません。

【品田委員】

特にないです。

【久須美委員】

私も特にないです。

【寺尾常務委員長】

私は、少し別の考えを持っているので、これはだいぶ事前に建築行政課と打ち合わせをしたので、私の考えをまとめてお話ししたいと思います。どういうふうに、これから私がその考え方をお話しするかというと、まず最初に、これは先ほど事務局からもあったとおり、建築基準法第51条の構成を簡単に復習して、それから申請内容を、どういうところを判断するかという判断のポイント、それからその場合、特に問題になる部分の判断基準と、それからこういうことを公開の場でするのはしまったかなと私、今日ここへ来て思ったのですが、都市計画審議会の事務局の役割を考え直していただけないかなというのが4番目で、最後に私の結論をお話ししたいと思います。

最初に実は、結論だけはお示しするのですが、今日は都市計画審議会の決議を保留にしたらいかがかと私は最後に提案をするつもりです。それはなぜかという、今、事務局からお

話があったとおり、建築基準法第 51 条というのが、こうなっていて、原則としては今、施設がないところに、ここで言えば本来であれば都市計画決定をする。ここで都市計画審議会が事前に関与をして、都市計画決定をして、そこで事業者がこういう建物を建てたいということを書いて、建築確認をするというのが建築基準法第 51 条の原則となっているわけです。

ただ、ただし書きで例外的に、先ほど事務局からお話があったとおり、軽易なもの等について、あるいは民間の施設等については、都市計画決定をせずに、業者が申請してきたところで、それに対して、論外なものは不許可ですが、都市計画審議会の議を経て建築を許可するか、不許可にするかという構成を取っている。これが建築基準法第 51 条の内容です。

都市計画決定というのは、これは裁量行為なので一定の範囲で、法律で必ずこうしなければいけないということではなくて、こういうふうにしてもいいし、こういうふうにしてもいいのだけれども、新潟市としてはこういう方向でいきたいというのが都市計画決定です。建築確認というのは一定の基準をクリアしていれば OK で、一定の基準をクリアしていなければ^{きそく}羈束行為と法律上にはなっているわけですが、そういうことになっています。

これに対して、許可というのは裁量行為、都市計画決定と法律上の性質としては同じで、一定の範囲の中で、こういうことも可能だし、こういうことも可能だし、ただ新潟市としては、こういうふうなことで、新潟市に限らず、そういうことも行政としては、こういう方向でいくのだとするものです。

許可というのは、法律上どうということかというのと、ある行為が一般的に法令によって禁止されている、あるいは制限されている。例えば今回の件で言えば、ある一定以上の廃棄物処理の施設をつくることは一般的に制限をされている、あるいは禁止されている。それを特定の場合に解除をする。これが法律上、許可ということで行政法の法学上の概念ですが、許可ということです。

裁量行為というのは国家機関で、これは実は法学辞典から引っ張っていたので表現が大袈裟ですが、行政だけではなく裁判所などの国家機関で判断をする。行為が法に認められる範囲内で法の拘束から解放される。これはどうということかというのと、ある一定の範囲であれば、こっちを取っても、こっちを取っても違法ではない。それは行政がこういう方針です、裁判所はこういう方針ですという一定の範囲で、そこは同時にとっても違法ではないということで裁量行為となります。

先ほど建築確認ということでお話をした^{きそく}羈束行為というのは、法律の執行にあたって行政庁の自由裁量が認められない。OK か駄目かという二つに一つというところで、一部の非常に狭い範囲の裁量が認められているものです。自由裁量は認められない。一定の基準を決めて、それで良いか、良くないかということを考えるというのが^{きそく}羈束行為ということです。

今回の場合は、廃棄物処理施設の増設が一般的には禁止されているところで、しかしそれを許可するには、ある一定の基準をつくって、これが先ほど説明のあった建築基準法施行令ですが、これに適合しないものは、これはそのまま不許可として、都市計画審議会に来なくて不許可にする。施行令に適合しているものについては、許可するには都市計画審議会の議が必ず必要ですが、不許可の場合は都市計画審議会を経て、やっぱりこれは駄目だと。これから議決をするときに「支障あり」としたら、これは駄目です。あるいは、建築基準法施行令をクリアしていても、わざわざ都市計画審議会に持っていくこともない。これは一定のそれぞれの行政の方針からして、これはわざわざ聞く必要もなく駄目だということも、これは法律上、何の問題もない。

こういうことを裁量と言うわけです。一定の幅の中で、どういう選択肢をとるかということ。これを裁量と言って、私が今、提案している保留であったり、今、市から提案のあった原案に支障なしという考え方で、どちらをとっても違法ではないと私は考えます。

それでは、申請内容の判断をどう考えるかという、大きく、今日ご説明のあった施設、それから申請者、周辺の同意、この三つくらいがポイントかなと思います。ほかに、もう少しいろいろあるかもしれません。大きくこの三つくらいが考えられます。この施設については、内容、先ほどお話のあった位置、工業専用地域について、設備について、特に問題はないのではないか。それから運用日数で先ほど渡辺さんから、本当に大丈夫なのかというお話があったのですが、一応、市の説明では、これは支障もないということで、まあ少し微妙です。周辺の同意についても、これも先ほど事務局からの説明があったとおり支障がない。

問題なのは申請者で、青木環境事業に6月12日に県警の家宅捜索が入った。肥料取締法違反、ここから先は実は新聞報道でしかないのですが、肥料取締法違反と不正競争防止法の違反で今、家宅捜索が入った。その翌々日に、この許可申請が出ているというところが、やや引っかかる。申請者が本事件にどう対応しているか。

これは先ほどお話ししたように、私は実は4回、建築行政課と事前の打ち合わせをして、民事責任と刑事責任とそれぞれ分けて現状についてお伺いしたところ、民事については取締法違反のために、実は肥料を作ったのは青木環境事業ではなくて、青木環境事業が出荷した汚泥を使った肥料というのが、青木環境事業の子会社が作ったものですが、これを使った農産物やお米が県の特別栽培農産物の認証取り消しを受けたので、農家が有機栽培だったら売れる、有機米だと売れるはずというのが売れなくなったということで、その減収、こちらのほうが肥料取締法違反、それから不正競争防止法の違反のところ、まだはっきりしていない。再発防止策が不明というところが一番気になっているところです。

これは、県のホームページで青木機工という、これがたぶん一番大きな会社ですが、青木

環境事業とニイガタオーレスの両会社が並んで出ていて、これは子育て支援を熱心にやっている会社ということで、とても良いことなのですが、これが現在、青木環境事業のホームページを見ると、グループ会社として、この3社しかなくて、ニイガタオーレスは既に消去されている。それから、これは信用保証、調査会社のウェブサイトですが、平成28年、昨年の5月段階で青木勇さんという方が社長をなさっていて、青木さんという方はつくった肥料会社の社長をしていて、こういうことで社長もされていてウェブサイトに出ているわけですが、現在の新潟の青木環境事業の社長は、皆さんのお手元にある資料と同じで青木俊和さんという方なのですが、これはISOの問題ですけれども、「事業で求められる基準や法令を正しく遵守します」だけしか書いていなくて、今回の事件について、全く責任だとか、あるいは事故対策、再発防止策について記していないということが気になる点です。

今お話ししたとおり、今回の事件の一番大きな問題点というのは、確かに肥料会社がしたと。ニイガタオーレスという会社が基準と違う肥料を出荷しているということなのですが、青木環境事業は先ほど見ていただいたとおり社長も同じだったということで、しかしこれが一応、別法人で、はっきりと別の法人であるということであれば今、青木環境が言っているとおり、申請者の責任は二次的なものかなとは思いますが、さすがに社長も同じで、私は資本構成までは分からないのですが、一応事前の打ち合わせによると100パーセント子会社ということであると、これは法学部の学生でも法人格否認の法理というのは聞いていて、これは昭和44年の最高裁判所の判例で、この法人格否認の法理というのが認められていて一般的に今も使われているものですが、特に、このところ会社法の改正で、非常に資本金の少ない会社、1円で株式会社ができるようになっていて、あまり法人格を細かく分けていくと、実質的に法的な処理がうまくいかないというので、法人格否認の法理というのが会社法の改正のときに随分議論となった法理です。

左側の、こちら側であると。こうではなくて、こちら側だということは、これは市が直接調査するわけではなくて、当然先ほど言った一般的には禁止されていることを解除するわけです。これは申請者がいろいろ、こういう事情ではあるけれども、肥料会社と当社は実質的には別の会社なのだと。その間に情報の流れも遮断されているのだということに向こうが証明しなくてはいけない。証明するのは市の側ではなくて、市が「こうではないのだ」ということを証明するわけではなくて、申請者がきちんと証明してくる。これが法的な理屈なのではないかなと私は考えるわけです。

そうすると、具体的に判断の基準に入っていくわけですが、まず確かに今回の事件というのは、これは表示の違反で、別に毒物を製造したとか、いろいろな食品の問題もあるように、古くは森永ミルク事件とか、ああいうことではなくて、表示が違うわけで、別にその肥料を

使ったからといって毒になるわけではなくて、それは有機肥料として使えないという、単なる表示の問題なのですが、私はそれなりに表示違反というのは重要なこと。なぜかという、このあとも続いて同じような事件が発生して、有限会社セイジローというところが肥料会社に持ち込んで、実は今の知事が当時社長だったところで、新潟日報を賑わせたような事件ですが、こういう事件が多いということと、認証する、今回の場合のように有機肥料をつくるという認証と、それを表示する、こういう方法は今のところ非常に重要になっています。例えば、東京オリンピック・パラリンピックのときに、新国立競技場の木材は森林認証して合法的に伐採された木でないと使ってはいけないことは国際的に言われて、日本では森林認証が遅れているので、非常にこれは今、悲運かなと。それから、選手村の食材も、これは農産物工程管理GAPという、たぶん新潟市では、その前の段階でJGAPを取れというふうに市では一生懸命、農家とやりとりしていますが、これもやはり一定の基準どおりに作っていますということを認証して、それを表示するという事なので、この表示違反というのは、それなりに重要なのだということです。

それをさらに、ここは都市計画審議会なので、都市計画法上の見知で判断をするわけですが、大きく二つポイントがあると思います。第一は都市計画法の理念で、都市計画法の第2条に、都市計画は、これこれ機能的な都市活動を確保すべきことを注意書きですけれども、基本理念とするということなのです。二つ目は、事業者の能力の問題として、万が一、これが不正競争防止法違反になると、不正競争防止法の第22条1項3号というのは、商品について虚偽の表示をしたものについては、法人だと3億円以下の罰金となっているわけです。それからもう一つ、この事件に対する市の姿勢としてどうかということなのです。国は、農水省が立入検査と、肥料は違法であるということを認定しておりますし、県も部長がいらっしゃっていますけれども、立入検査をしたあと、特別栽培農産物の認証取り消しをしています。県警が肥料取締法不正競争防止法違反で捜査をしているということですが、市がこれに対して、今のところ、まだ何もしていない。清掃審議会が7月18日に開催されているのですが、これは廃棄物対策課の方がいらっしゃるのですけれども、特に議題にも出していない。これは実は、先ほど渡辺さんと廃棄物対策課とやり取りがあったのですが、産業廃棄物の許認可というのは県がするので、たぶん産業廃棄物施設について、市のほうがあまり情報を持っていないのではないかなと私は思うのですけれども、そういうことで、新潟市として、こういう事件に対しての姿勢はいかかなものかと考えています。

もう一つ、内輪の話題なのですが、都市計画審議会の事務局の役割としていかなものかというのは、原案を作成していただくのはいいのですが、先ほどお話したとおり、何回も実は事務局とやり取りをしていて、私はこういう異論を持っているということ、かなりは

つきりとお伝えしている割に、今日、こういう異論があるということは全く出てこないというのは、どうかなど。原案を作成するのはもちろん結構なのですが、事務局はあくまで市の作成の原案を、どうしてもこれは通さなければいけないと思っているのか、あるいは委員同士の有意義な議論を支える、どちらが事務局の役割なのかということを少し考えていただきたいと思うのです。

今日も市の作成した原案だけの説明でしたし、今お話ししたように、市の作成に不利な情報は出てこないなという部分もあります。あとでお伺いしたいのですが、田中さん、品田さんのところに説明に行ったときに、こういうふうに私、寺尾が異論を持っているけれども、市としてはこういう考えなのだというふうにお話をいただいているのか、そもそもこういう論点が出てこないのか。事前説明に出てきたのか、こないのか。渡辺さんにも伺いたいのですが、もしこれが議会の事務局で、市長部局の話しか伝わらない、それに対する、例えば市長と違う考えを持っている委員の方がいて、その資料がそういう考えが委員に伝わらないのは、ちょっとあり得ないと思うのですが、そういうことから考えて、もう少し本件については、はっきりさせるべきことが多い。まず、申請者がちゃんと責任があるのか、ないのかを明確にしなければいけない。明確にしてから判断をしなければいけないのだということと、責任のある場合、どういうふうに責任の内容を明確化して、それをどう処理するのか。再発防止策を策定して、それをどう実施するのか。こういうことが分かった段階で初めて審議ができるので、本日は、私は保留にすべきだと考えているところです。

ただ、先ほどもお話ししたとおり、これは裁量の範囲なので、私も今回の場合は先ほどから廃棄物対策課、あるいは事務局が言われているとおり、すでにあるものの増設なので、これを許可したからといって、特に違法ではないというふうには考えますが、私のように今回保留して、きちんとした資料をさらに申請者に求めることも違法ではないのかなと考えているところです。

これについて、田中さん、何かご質問があれば。

【田中委員】

このニイガタオーレスの事件のことに关しましては、事務局から伺っております。私自身は、今日の議題の内容といたしまして、「敷地位置の都市計画上の支障の有無について」という点では事務局の説明のとおり、支障がない。位置に関しても施設に関しても、そして周辺の同意も得られているということで、たまたま申請が出されたタイミングというのに、少し疑問に思う点は確かにありますが、それに至るまでには確かに準備が相当な時間取られて、その申請に、タイミングは好ましくなかったとは思いますが、そういった準備がなさ

れてきているものだと解釈しておりますので、この議案についてだけ申しますと、これは支障がないと判断できますが、もちろん寺尾常務委員長がおっしゃるように、申請者に対してどうであるかということは、確かにクリアになってはいないと思います。しかし、これをクリアにするまで保留にするというのは、非常に相当な時間がかかるのではないかなど、別の懸念が起こるのではないかと考えます。

【品田委員】

私も一緒に説明を受けておりますので、ニイガタオーレスの件とか、今まで知事のそういったことについても、新聞等でそういうことがあると、やはり新潟県の農産物としての信用とかというのは、かなり危うくなってしまうかなという心配はあって、それとこちらの件というのは、そういうふうにかかわりがあるのだということを説明は受けたのですけれども、やはり田中委員と同じように、都市計画、ここにこれを建てるということに関してのみであれば、許可は妥当なのではないかと思いました。

あとは、やはり心配は、それがきちんと今後出来上がったあとに、きちんと運営されていくのかどうかということです。そこについては、今の審議とは切り離して、例えばしっかり見ていくとかということをしていくことは必要になっていくかなと思っています。

【久須美委員】

私も付議された都市計画上の支障の部分ということについては基準を満たしておりますし、その他同意といったこともありますので、妥当ではないかと思っています。

先ほど委員長からいろいろとご説明がありましたけれども、確かに申請者のほうにも、今回の汚泥肥料をつくったことに対することについて責任があるということになれば、まさしくそういうことになるということであるのだと思っています。事務局の最初の説明にもありましたけれども、それについては、今のところ分からないというところがありますし、また、かなり時間もかかりそうだと。また、事務局の最初のところで説明がありましたけれども、民間の経済活動によるものだというところもありますので、適切な申請ということであれば、それに対して審議するというスタンスでよろしいのではないかなと思います。

【渡辺委員】

まず1点なのだけれども、都市計画審議会というのは、やはりこういった幾つかあった中で、一番大事なものは住民の目線でどう考えるかということなのです。私、一番懸念なのは青木環境の問題よりも、もし稼働したときに、やはり有害的な事例、悪臭ですとか臭気ですと

か騒音とか寝られないとか、そういったものがあつたら、すぐに営業を取り止めるという確約をこの場でするということが、一番大事なまず1点であるということです。

それと、青木環境については今までブラック的なものはなかったわけです、私の知識の中では。私も20年近く議員をやっていますけれども、いろいろ環境の部会にも常任委員会にもいたのですけれども、ただ、自然農法をやっている人たちにとっては、大変なショックなのですよね。私も自然農法をずっと何十年もやっています、やはり信用して、農薬が一切入っていないのか、あるいは有機に対しても牛の肥料なのか、鶏の肥料なのか、こういったものは、これから健康というキーワードの中で、やはり一番重視しなければいけない問題であるということを認識しております。

それで、やはり今回、保留にするかどうかというのは、期間の問題というのは我々分らないのですよ。例えば、有罪判決、無罪判決が出るのが半年後なのか3か月後なのか、この辺のある程度の見極めももちろん大事ですが、やはりそういった保留をすることによって、延々と延ばすということはおかしいのではないかなと。ただ今回、委員長がいろいろな情報を集めて、いろいろな提案をしたことに関して、こういった討論をすることに対しては、非常に委員として良かったなど、私自身は思っています。

【寺尾常務委員長】

ということで、あとご質問・ご意見いかがでしょうか。

それでは、この議案に対して審議会としての採択を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【寺尾常務委員長】

それでは、今回の、順番はまず市の原案のとおり「支障なし」という順番、その次に私の提案の「保留」、それから最後にすでにこの段階で「支障あり」の三つの順番で挙手をお願いしたいと思います。

市原案のとおり「支障なし」という方は、挙手をお願いします。

4人全員なので、それで。ありがとうございました。

賛成多数により、議案第1号については「支障なし」といたします。

本日の審議結果については、次回の審議会において報告をいたします。

【渡辺委員】

委員長。先ほど言った私の話なのですけれども、やはり稼働した後に、すぐに問題が出たときに、市側が強制的に営業を停止するということの確約だけは、もちろんしていただかなければいけないわけで、これが我々の大きな責任でありますので、それだけ確認の上、良しとしてもらいたいと思います。

【寺尾常務委員長】

付帯意見について、もし付帯意見を付けたいということがあれば、今、渡辺委員から付帯意見を付けたいということですが、これについて何かほかにご意見があれば。品田さん、何かありますか。

【品田委員】

よろしいと思います。

【大勝都市政策部長】

そういうことが可能かどうか、それから先生が言われた住民の方に迷惑をかけるのは避けなければならないというところで、市の廃棄物行政として、どのような対応を取れるのか、もし可能であれば、その説明を聞いたうえでご判断いただきたいと思います。法を超えた規制というのはなかなか行政はできない場合がございますので。

【廃棄物対策課】

先ほどの話の追加というか補足になってくるかと思うのですけれども、当然、操業を開始したあとに目標値を上回るような生活環境への支障が出ましたら、廃棄物処理法なり環境法令に沿った形で指導していきます。その中で、それが改善されなければ、当然改善命令なり、行政処分を進めていきながら、もしクリアが最終的にされなければ確かに許可停止なり、取り消しなりという手段になることになるので、そういった点においては、もちろん法令的な部分で守りながら操業させていくように、こちらもしっかり見ていくことになりまして、クリアされなければ指導をまずしていく形になるので、その点については行政のほうでしっかり見ていくことになりまして。

【寺尾常務委員長】

渡辺さんが言っているのは、基準値のことではないのですよね。

【渡辺委員】

そうです。やっぱり人というのは、いろいろな基準値、基準値と言うのですけれども、それがクリアされていれば何でもOKというわけではないのですよね。実際、人によって感じ方というのはかなり違うし、住民の人たちが基準値が下回っているのだからという話ではないわけですから、その辺の部分に関して、市がやはり積極的に営業をすぐに取り止めて、それからまた、いろいろな新しいやり方を検討していってもらいたいなど。フィルターの高度のやつを使うとか、そういったことなのですよ。

【環境対策課】

環境対策課の騒音係ですけれども、今、騒音・振動で苦情等が発生した場合というお話なのですけれども、前段でお話しさせていただいたとおり、先生も規制基準がなければ何でもいいのかというお話になるのですけれども、とりあえず、まず第一に規制基準がありまして、それで業者指導という形にはなるのですが、今回の場所が工業専用地域なので、当然、規制はかからないと。ただ、地元から苦情があったらどうするのだという場合には、やはり行政としては現地確認するなり、状況をまず確認したうえで行政指導をしていくということになるかと思います。法的規制がないもので、すぐ停止とか中止とかという形には、なかなかするのは難しいかなと思っております。

【渡辺委員】

であれば、やはりすぐできないということではなくて、やはり業者として付帯事項でもそうだけれども、その中で、やはり一時停止してみて確認して、住民も含めて、これだったら大丈夫だというところをやはり確認したうえで、また営業再開という形も取れると思うのですよ。それを全く法に触れていないから、基準値がないから、行政としては指導がないというのであれば、これはやっぱりおかしいので、悪臭にしたって、いろいろなものがあるわけですよ。酢酸エチルなんて特に鼻につくわけだし、私もいろいろな廃棄物施設の臭気の問題で現地を見に行っています。医療廃棄物などは特にいろいろな形で臭いがしますので、やはりその辺のものをクリアしないと、基準がどうだからと言ったって、やはりそれは本当にあるのですよ。医療廃棄物なんか特に多いです、そういった問題。ですから他施設より基準が厳しいわけであって、そういったことが万が一あったら、ある程度一定の期間で新しいフィルターを改良するまで、例えば1か月なり半年なり営業停止するような考えを、申請を許可する前に、やはり業者として対応していくべきだと思うのですけれども、その辺は考えは行

政はそういう立場は一切ないので、一度許可したものは、そのままということになるのですか、課長としては。

【寺尾常務委員長】

審議会として、そこは付帯決議をして、あとは事務局に任せるということで。今は付帯決議をするかどうかを、ここで決を採れば良いと思いますが、いかがでしょうか。

【渡辺委員】

私はそれで結構です。

【寺尾常務委員長】

そうすると、内容は。

【品田委員】

渡辺委員のおっしゃることだと、即停止して、みたいな形になるのですけれども、それではやはり強すぎるというか、付帯についても、まずはヒアリングを。

【寺尾常務委員長】

今、案文をざっと作ってみますので。

「住民」でよろしいのですか。

【渡辺委員】

そうですね、「住民」で。「即」ではないですけれども、本当にそれが確認された時点で、例えば環境対策課の職員が行って、これはかなりきついなということであれば、来週から操業を停止してくださいという意見も言えるような形ではないと、こういった問題はいろいろなところであるのだけれども、やはりなかなか行政では踏み入れられない部分が、一度決まってしまうとあるものですから、その辺、付帯決議として。

【建築行政課】

今回、第51条の許可ですけれども、建築基準法に関して書かれていますね。この許可の付帯条件については、建築基準法以上のものは付加できないのです。ですから、こういった今日の審査委員会の意見がありましたよというような意見は、お伝えさせていただきます。

【渡辺委員】

そうですね。ですから、この常任委員会の中でそういう意見が出たと。付帯意見として出してもらいたいということなのですよ。それはもちろん。

【寺尾常務委員長】

ここがやはり、先ほども言っているけれども、事務局と考えが違うところで、建築基準法第51条の許可というのは、非常に広範な裁量が認められるとなっております。これは、たぶん建築行政課の方はご存じだと思いますが、平成10年の浦和地方裁判所の判決で、非常に広範に認めているので、したがって周辺の自治会の同意もとるわけです。周辺自治会の同意というのは別に建築基準法では規定がないので、それについて今回も事務局からの説明もあったわけです。

したがって、付帯意見がどこまで実現できるかというのは、それはそこから先は行政の問題ですけれども、審議会として付帯意見を付してはいけないということは、建築基準法のどこの条文から、そういうことが出てくるのか。

【大勝都市政策部長】

建築基準法という話でしたが、まず今日、この場で出た意見につきましては、これは大変皆さんからいただいた意見は貴重ですので、審議会の場に、こういう意見があったと。そのうえで採択をした結果、このような結果になりましたと、これは事務局としてしっかりお伝えしていきたいと思います。

一方、付帯意見ということになりますと、条件付けになります。その場合に、この審議会が法律を超えた条件になる場合、例えば、確かに我々行政の立場としては、住民の方から苦情がきた場合に、それに真摯に対応していかなければならないという思いはあるのですが、例えば、まちなかでもよくある例は、法律に反していないのですけれども苦情がくる場合もあります。ただ一人の方から苦情があったから、じゃあその方に対して、あなたがやめなさいというわけにはいかなくて、そこは今度は民事の裁判という形で、最悪にもめた場合は、司法の場でもって決着を見る場合もあります。ですから、付帯決議ということになると、ある程度それが前提条件になってきますので、我々行政の立場としては、法で定められた法制度の中で動いている法治国家の中の、それを執行する行政の立場としては、司法のところまで気になる部分として感じています。

【渡辺委員】

今、大勝部長が言ったのだけれども、いろいろな事例があるわけです。というのは、私が思うに環境対策課にしても何にしても、実際現場に行っているいろいろな現状を把握するということが一番大事なわけです。それで話し合いをしっかりと。ところが行政は、法律であれば、もう行政は出られませんよ、ではなくて、付帯意見という、法律云々ではなくて、担当課がどれだけやる気があるか。本当にそういう思いでやれるかどうかということ、やっぱりしていかなければいけないので、この場で付帯という形で、これが我々の常任委員会のことがすべてOKというわけではない、最終的には、あなた方の判断なのだけれども、それはそれでいいのだけれども、こういう意見があったよということ。それから何かあったときに行政が積極的に関与していく。これはいろいろな問題があるのです、マンション建設にしたって。よく知っていると思うから言うのだけれども、大勝部長はいろいろなところに携わっているから。そういうことは行政がやる気があるかということも、この辺で付帯を出していくことによって、「私できません」とか、そうではなくて、やっぱりそういったものにかかわっていただきたいなと思うので。

【大勝都市政策部長】

私どもも気持ちとしては、やはり地域の問題に対してしっかりやっていかなければなりません、逆に我々行政を執行する立場としては、例えば議会で条例を定めていただいて、その枠の中で行政としてはしっかりとそれをやっていく。また、先ほどのような、ニイガタオーレスのような問題につきましては、憶測ではなくて、我々行政としては、あくまでも中立公平な立場で物事を見て、必要な場合は司法の判断を仰いだ後にやるというのが、基本的には日本の今の行政と司法と立法府という形なのかなと思ったりしました。

【堀内建築部長】

いろいろご議論いただきありがとうございます。今、環境対策課のほうも申しましたように、一切かかわらないということではなくて、もちろん基準をクリア、基準はありますけれども、それ以外であっても、市民の方からいろいろな意見があれば、それは行政としてかかわっていくのだということではございます。それは案件、案件によると思います。一旦停止してからということ先ほどおっしゃいましたけれども、そういうことも含めまして、案件、案件によると思います。ただし、かかわっていくのだという姿勢はありますので、付帯決議という、それが条件のようになっては、ちょっとどうかなと思いますけれども、今、ご議論いただいた内容、皆様の意見については、申請者にも十分伝えていくということでございますので、そのような意見は多くありましたということは、真摯な真面目な会社であれば、

それはきちんと分かっていただけるのではないのかなと思っております。

【渡辺委員】

その話し合いのときに、相手方にそういったことをしっかりと十分に説明するということは大事なわけだから、それが一番大事なのです。

【寺尾常務委員長】

どうされます、渡辺さん。

【渡辺委員】

法律が云々というところまで、私は分かりません、正直言って。この場で付帯決議を付けたことが本当に法律に違反するのか。そんなことまでは、法学者ではないから分からないのだけれども、一政治家だから分からないのだけれども、やっぱり一番大切なのは、こういう案件は、本当に私は事例をいっぱい経験しているわけです。そのときに市が、本当に誠心誠意かかわるかどうかで決まってくるので、その気持ちを大事にすることが一番大事なので、住んでいる人たちの、住んでいて辛いとか、電車の工事で朝早くからとか、マンションのトラックがとか、でもこれは法律上違反していないからということだけではなくて、やっぱりこの時間は、行政として業者にちゃんと対応して、トラックをあまり走らせない時間帯にしてくれとか、そういうことが大事なので、それだけ確認したかったのです。

【寺尾常務委員長】

分かりました。

それでは、これで本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして、第23回新潟市都市計画審議会常務委員会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。